

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出（3件） （市町村振興課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（26件） （漁業管理課）	3
○道路の区域変更 （道路課）	7
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 （都市計画課）	8

告 示

高知県告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
峰ノ上	大田	39	峰ノ上	大畑山
	土橋	115、118、119		川原田山
	西谷	126、127		鳥落山
	土橋	160から162まで		土橋山
	鳥落山	439の7、439の14		窪田山
	土橋山	443の1		

金上野	押川谷	415の1、1456の15
	本谷	429、430
	大岩谷	431の1
	椎ノ木谷	1462の9、1464の1
	土俵カ畝	454、455
	小長瀬	478の1、478の2、1472の9、1472の10、1472の20
	匿レ谷	551の2、552
	クスノ木谷	1485の4、1485の10、1485の11、1485の16、1485の19、1485の23
	ツヅラ	1487の8
	江戸見	1488の1
金上野	コビガ谷	652の3
	ヤケソ	718の2
	焼ケン谷	1508の3、1508の5
	檜木林	1451の2
	押川口	1455の1
	押川谷	1456の3、1456の4
		1456の2
	火野谷	1458の4
		1458の口、1458の5、

金上野	押川口	
	本モ谷	
	土俵ケ畝	
	ニイヤ	
	カクレ谷	
	己斐加谷	
	ヤケン谷	
	加賀ジリ	
	檜木林	
	押川谷	
ヒノ谷		

		1458の7から1458の9まで、1459の4から1459の6まで			
	ニイヤ	1473の1、1473の12、1473の14、1473の15、1473の17、1474の3から1474の5まで			仁イヤ
	作右衛門	1479の1から1479の13まで			作右衛門林
	クスノ木谷	1485の18			ツヅラ
	江戸見	1488の2			
	小ツヅラ	1491の2、1491の7			小葛籠
	荷掛	1492の3			三日月山
	三日月山	1500の4			江戸見
	大駄場	1504の2			焼ケン谷
	床鍋	宮ノ前			970の7から970の9まで
東屋舗		983の2	弁天山		
入谷		1038の2、1370から1372まで	岩倉		
弁天山		1366の1			

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、仁淀川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
岩丸	シラヒゲ	2324、2325の1、2325の2、2326、2327の1、2327の2、2328、2329の1から2329の4まで	坂本	シラヒゲ
土居	ユスヤマ	乙909、乙910の1、乙910の2、乙911	ユスヤマ	ユスヤマ
	コヲナロバタ	乙912、乙913の1、乙913の2、乙914から乙916まで		コヲナロバタ
	カノヲマツ	乙917、乙918、乙919の1、乙919の2		カノヲマツ
	サカノニシ	乙920から乙927まで		サカノニシ
	タルノキタ	乙967、乙968の1、乙968の2、乙969の1、乙969の2、乙970から乙975まで、乙976の1、乙976の2		タルノキタ
	タルヤマ	乙965の1、乙965の2、乙966の1、乙966の2		タルヤマ
	ツボイゴエ	乙977の1、乙977の2、乙978の1、乙978の2、乙979、乙980		ツボイゴエ
	トヤ	乙981から乙984まで		トヤ
	子ズ	乙985から乙992まで		子ズ
	ウラヤマ	乙993、乙994の1から乙994の3まで、乙995の1		ウラヤマ

	から乙995の3まで、乙996から乙999まで	
ヲクナベラ	乙1000から乙1006まで	ヲクナベラ
ゴミトチ	乙1007から乙1010まで	ゴミトチ
ナノタニ	乙1011の1から乙1011の4まで	ナノタニ
ヨビイシ	乙1018の1から乙1018の8まで、乙1019	ヨビイシ
ヒウラ	乙1024、乙1025、乙1026の1から乙1026の6まで、乙1027の1から乙1027の3まで、乙1028、乙1029の1から乙1029の3まで、乙1030、乙1031の1から乙1031の3まで、乙1032	ヒウラ
マルハエ	乙1033、乙1036、乙1037	マルハエ
イワグロ	乙1038から乙1040まで、乙1042、乙1045	イワグロ

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、仁淀川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
坪井川	東ヒラ	787	坪井川	下モヨ

タ	
上エスノタキ	789
スノタキ	791、792の2
下タスノダキ	793、794の2
ウメノキザコ	796
ヨヤブヤシキ	798の1から798の17まで
タキノシタ	799
ヨヤブ	801の1
モミトコ	805
中モミトコ	806の1
上ミモミトコ	807
ニシトチタニ	808
シモシリナシ	809
中シリナシ	810
上ミシリナシ	811
下モ岩屋	813、814の2から814の5まで

ヤブ

ハエゾエ

岩屋	815
上ミシンロク	816
中シンロク	817
下モシンロク	819
トチダニ	820
ナバゴヤトコ	822の1から822の3まで、822の13から822の25まで
ジゾフノモト	860の1
下モトチダニ	861
ミブチノモト	866、876
下タソエ山	825の1
中ソエ山	827
上ミソエ山	829、830のロ
ソエダニ	832
中ソエタニ	835
上ミソエタニ	837

テバシ

	東ジンロク	841の1
	西フヂ	842
	ヒヲノモト	845
	ヒヲノシタ	848
	ソエツキアイ	852
大屋	下モソエ谷山	1993
	ソエ谷山上	1994

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第64号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市 米 倉 忠 彦
 " 長 岡 友 久
 " 原 山 正 昭

(2) 加入区の名 称

佐喜浜町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名 称

高知県漁業協同組合佐喜浜支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合佐喜浜支所

高知県告示第65号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市 久 保 武 市
 " 橋 本 武 典
 " 大 黒 宗 一

(2) 加入区の名 称

椎名加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名 称

高知県漁業協同組合椎名支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合椎名支所

高知県告示第66号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市 中 屋 善 通
 " 北 村 敏 男
 " 山 本 幸 生

(2) 加入区の名 称

三津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名 称

高知県漁業協同組合三津支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合三津支所	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
高知県告示第67号 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項		
(1) 発起人の住所及び氏名		
室戸市	小笠原 有 造	
〃	山 下 明 博	
〃	山 下 正 彦	
(2) 加入区の名称		
高岡加入区		
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称		
高知県漁業協同組合高岡支所		
2 指定漁船調書の縦覧		
(1) 縦覧期間	平成21年2月3日から同月17日まで	
(2) 縦覧場所	高知県漁業協同組合高岡支所	
高知県告示第68号 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項		
(1) 発起人の住所及び氏名		
室戸市	福 元 資 俊	
〃	小 松 明 彦	
〃	川 口 久 一	
(2) 加入区の名称		
室戸岬加入区		
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称		
高知県漁業協同組合室戸岬統括支所		
2 指定漁船調書の縦覧		
(1) 縦覧期間		

平成21年2月3日から同月17日まで		
(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合室戸岬統括支所	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
高知県告示第69号 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項		
(1) 発起人の住所及び氏名		
室戸市	山 川 奉 明	
〃	入 川 真 二	
〃	山 崎 英 義	
(2) 加入区の名称		
室戸加入区		
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称		
高知県漁業協同組合室戸支所		
2 指定漁船調書の縦覧		
(1) 縦覧期間	平成21年2月3日から同月17日まで	
(2) 縦覧場所	高知県漁業協同組合室戸支所	
高知県告示第70号 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項		
(1) 発起人の住所及び氏名		
安芸郡奈半利町	坂 本 龍 一	
〃	木 下 一 朗	
〃	徳 永 悦 男	
(2) 加入区の名称		
加領郷加入区		
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称		
高知県漁業協同組合加領郷支所		
2 指定漁船調書の縦覧		

(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで		
(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合加領郷支所	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
高知県告示第71号 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項		
(1) 発起人の住所及び氏名		
安芸郡安田町	太 田 賢 三	
〃	松 本 浅 芳	
〃	長 町 爾	
(2) 加入区の名称		
安田町加入区		
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称		
高知県漁業協同組合安田町支所		
2 指定漁船調書の縦覧		
(1) 縦覧期間	平成21年2月3日から同月17日まで	
(2) 縦覧場所	高知県漁業協同組合安田町支所	
高知県告示第72号 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	平成21年2月3日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項		
(1) 発起人の住所及び氏名		
安芸市	渡 辺 孝 雄	
〃	前 田 善 広	
〃	岡 村 一 平	
(2) 加入区の名称		
穴内加入区		
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称		
高知県漁業協同組合穴内支所		

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合穴内支所

高知県告示第73号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市	久 保 修一郎
〃	山 岡 政 敏
〃	北 岡 稔 雄

(2) 加入区の名称

御豊瀬加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合御豊瀬支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合御豊瀬支所

高知県告示第74号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市	野々村 重 利
〃	柿 本 洋 一
〃	島 内 清 夫

(2) 加入区の名称

高知市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合浦戸支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合浦戸支所

高知県告示第75号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市	岡 崎 新 二
〃	野 本 昭 二
〃	川 田 和 洋

(2) 加入区の名称

春野町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

春野町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

春野町漁業協同組合

高知県告示第76号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

土佐市	松 岡 賢 一
〃	松 岡 忠 夫
〃	森 岡 英 朗

(2) 加入区の名称

新居加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同

組合の名称

高知県漁業協同組合新居支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合新居支所

高知県告示第77号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

土佐市	山 下 忠 吉
〃	浜 吉 英 夫
〃	浜 口 保 夫

(2) 加入区の名称

宇佐加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合宇佐統括支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年2月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合宇佐統括支所

高知県告示第78号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市	早 渕 利 治
〃	山 口 貞 義
〃	早 渕 隆 夫

(2) 加入区の名称

久通加入区

<p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合久通支所</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合久通支所</p> <p>高知県告示第79号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p> <table border="0"> <tr> <td>須崎市</td> <td>太 田 一二三</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>橋 本 東海男</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>小 野 輝 雄</td> </tr> </table> <p>(2) 加入区の名称 須崎釣加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 須崎釣漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 須崎釣漁業協同組合</p> <p>高知県告示第80号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p> <table border="0"> <tr> <td>高岡郡中土佐町</td> <td>浜 谷 清 水</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>浪 上 弘 幸</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>中 城 守 一</td> </tr> </table> <p>(2) 加入区の名称</p>	須崎市	太 田 一二三	〃	橋 本 東海男	〃	小 野 輝 雄	高岡郡中土佐町	浜 谷 清 水	〃	浪 上 弘 幸	〃	中 城 守 一	<p>久礼加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 久礼漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 久礼漁業協同組合</p> <p>高知県告示第81号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p> <table border="0"> <tr> <td>幡多郡黒潮町</td> <td>青 山 憲 二</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>明 神 好 久</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>今 村 文 夫</td> </tr> </table> <p>(2) 加入区の名称 佐賀町加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合佐賀統括支所</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合佐賀統括支所</p> <p>高知県告示第82号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p> <table border="0"> <tr> <td>四万十市</td> <td>中 村 浦 次</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>東 貞 男</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>安 岡 一</td> </tr> </table>	幡多郡黒潮町	青 山 憲 二	〃	明 神 好 久	〃	今 村 文 夫	四万十市	中 村 浦 次	〃	東 貞 男	〃	安 岡 一	<p>(2) 加入区の名称 下田加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 下田漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 下田漁業協同組合</p> <p>高知県告示第83号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p> <table border="0"> <tr> <td>土佐清水市</td> <td>村 田 米 造</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>岡 林 年 晴</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>畠 中 健 一</td> </tr> </table> <p>(2) 加入区の名称 以布利加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合以布利支所</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合以布利支所</p> <p>高知県告示第84号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p> <table border="0"> <tr> <td>土佐清水市</td> <td>中 島 和 男</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>山 下 盛 行</td> </tr> </table>	土佐清水市	村 田 米 造	〃	岡 林 年 晴	〃	畠 中 健 一	土佐清水市	中 島 和 男	〃	山 下 盛 行
須崎市	太 田 一二三																																			
〃	橋 本 東海男																																			
〃	小 野 輝 雄																																			
高岡郡中土佐町	浜 谷 清 水																																			
〃	浪 上 弘 幸																																			
〃	中 城 守 一																																			
幡多郡黒潮町	青 山 憲 二																																			
〃	明 神 好 久																																			
〃	今 村 文 夫																																			
四万十市	中 村 浦 次																																			
〃	東 貞 男																																			
〃	安 岡 一																																			
土佐清水市	村 田 米 造																																			
〃	岡 林 年 晴																																			
〃	畠 中 健 一																																			
土佐清水市	中 島 和 男																																			
〃	山 下 盛 行																																			

<p>” 尾川盛幸</p> <p>(2) 加入区の名称 窪津加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 窪津漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 窪津漁業協同組合</p> <p>高知県告示第85号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 土佐清水市 新谷 猛 ” 植杉 豊 ” 笹本 忠孝</p> <p>(2) 加入区の名称 清水加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合清水統括支所</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合清水統括支所</p> <p>高知県告示第86号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 幡多郡大月町 富岡 寛彰</p>	<p>” 坂江右亮 ” 中平幸重</p> <p>(2) 加入区の名称 古満目加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 すくも湾漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 すくも湾漁業協同組合古満目支所</p> <p>高知県告示第87号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 幡多郡大月町 中野 俊市 ” 朝日 功 ” 森木 章一</p> <p>(2) 加入区の名称 泊浦加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 すくも湾漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 すくも湾漁業協同組合泊浦支所</p> <p>高知県告示第88号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p>	<p>宿毛市 岡添公明 ” 大空日出雄 ” 中山利喜也</p> <p>(2) 加入区の名称 宿毛市加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 すくも湾漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 すくも湾漁業協同組合本所</p> <p>高知県告示第89号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成21年2月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 宿毛市 久保和博 ” 久保純一 ” 松沢文香</p> <p>(2) 加入区の名称 藻津加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 藻津漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成21年2月3日から同月17日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 藻津漁業協同組合</p> <p>高知県告示第90号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成21年2月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成21年2月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 道路の種類 県道 2 路線名 上ノ加江窪川</p>
--	--	---

3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町飯ノ 川字田神岡387番地 先から	前	2.8	1,481
		11.5	
高岡郡四万十町弘見 字入道口597番4ま で	後	2.8	1,481
		15.8	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐清水市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成21年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
土佐清水都市計画道路（3・4・6号公園線ほか5路線）
土佐清水都市計画土地区画整理事業（清水第三土地区画整理事業）
土佐清水都市計画公園（3・3・3号さつきヶ丘公園）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び土佐清水市役所